

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	農林部	農産加工・流通室	H27.4.30	平成27年度6次産業化支援体制整備事業業務委託	12,380,580	長崎市興善町2-24 (株)パソナ パソナ長崎 営業総本部副総本部長 石田 正則	本業務は国の交付金を財源とするもので、精算をしなければならないこと及び国からプランナーへ支払う人件費の単価等が明示された相談対応業務が主であることから、委任型の随意契約が適切であったため。 ただし、複数の事業者が業務を受託する可能性があったため、提案公募型プロポーザルを実施した。 プロポーザルにおける技術審査により、1者の契約候補先を選定し、随意契約を締結した。	第167条の2 第1項第2号
2	農林部	畜産課	H27.4.1	平成27年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託	9,493,200	諫早市下大渡野町2041-1 長崎レンダリング協同組合 理事長 本田 清秀	本県には、「化製場等に関する法律」に基づき、死亡牛の処理を行っている施設(化製場)が諫早市と川棚町に各1施設あり、本事業開始以前から県南地域の農家で発生した死亡牛は、輸送費の関係から長崎レンダリング協同組合(諫早市)に搬送されていた。 死亡牛を収集する化製場に業務を委託することで、漏れなく検査材料の採材ができ、その後の処理も適正に実施されるので、環境問題が発生するおそれが極めて少ない。 県南地域には、長崎レンダリング協同組合の他には死亡牛の処理を行っている化製場はなく、「性質・目的が競争入札に適さない」	第167条の2 第1項第2号
3	農林部	畜産課	H27.4.1	平成27年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託	3,875,040	東彼杵郡川棚町三越郷 51-2 ハラサングィョウ株式会社 代表取締役 原 隆	本県には、「化製場等に関する法律」に基づき、死亡牛の処理を行っている施設(化製場)が諫早市と川棚町に各1施設あり、本事業開始以前から県北地域の農家で発生した死亡牛は、輸送費の関係からハラサングィョウ株式会社(川棚町)に搬送されていた。 死亡牛を収集する化製場に業務を委託することで、漏れなく検査材料の採材ができ、その後の処理も適正に実施されるので、環境問題が発生するおそれが極めて少ない。 県北地域には、ハラサングィョウ株式会社の他には死亡牛の処理を行っている化製場はなく、「性質・目的が競争入札に適さない」	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	農林部	畜産課	H27.4.1	凍結精液流通管理システム保守管理委託	1,594,080	鹿児島市東開町4-104 ㈱南日本情報処理センター 代表取締役社長 松窪寛	本システムは、㈱南日本情報処理センターがプログラムの著作権を有し、保守管理を行っている「和牛登録システム(全国和牛登録協会長崎県支部)」と連結して、同社が開発したものである。保守管理に当たっては、プログラムの不具合やシステム障害に対応し、両システムを同時にチェックする必要がある。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
5	農林部	畜産課	H27.4.1	平成27年度緊急雇用創出事業臨時特例基金事業(地域人づくり事業)養豚業を担う人材育成事業業務委託	3,265,000	五島市富江町田尾1438 有限会社 草野ファーム 代表取締役社長 草野俊郎	緊急雇用創出事業臨時特例基金(地域人づくり事業：雇用型)の活用について照会した結果、当該企業から活用の希望があり、県養豚業を担う人材の育成事業として採択を申請したものである。(H26年度から引き続き実施)	第167条の2 第1項第2号
6	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.4.2	肉用牛の委託販売	・販売手数料(相対) 販売価格の1.6%(セリ) 販売価格の0.6% ・共助金 販売価格の0.1% ・屠場経費、運搬費 実績額	J A全農ミートフーズ(株)九州支社	肉用牛改良センターでは、種雄牛の能力を判定する必要から日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号
7	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.4.13	現場検定牛計3頭(鯉太郎他)売買契約	2,073,600	五島市吉久木町平938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.4.15	現場検定牛計10頭 (勝他)売買契約	6,532,920	壱岐市芦辺町国分東触 706番地 壱岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組合(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
9	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.4.20	現場検定牛計4頭 (桃他)売買契約	2,602,800	平戸市田平町大久保免 1544 北松地区和牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組合(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
10	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.4.21	現場検定牛計4頭 (美津鶴他)売買契約	2,505,600	雲仙市吾妻町永中名 1283-1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組合(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.4.27	現場検定牛計1頭 (桃夫)売買契約	691,200	佐世保市宇久町平328-1 宇久地区和牛部会 部会長 川口 松幸	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組合(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
12	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.4.28	現場検定牛計1頭 (茂太郎) 売買契約	669,600	北松浦郡小値賀町笛吹郷 1571 小値賀地区和牛部会 部会長 濱元 弥一郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組合(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
13	農林部	諫早湾干拓課	H27.4.1	諫早湾干拓農地賃 貸借契約	1,662,222	長崎市江戸町2番13号 公益財団法人長崎県農業 振興公社 理事長 濱本 磨毅穂	諫早湾干拓地で展開する環境保全型農業の技術を確立し、営農のリスクを回避するとともに早期に営農を定着させるためには、入植・増反者の営農品目であるタマネギ、キャベツ、ばれいしょ等について干拓地で栽培試験等を行うほ場を確保することが必要であることから、本件干拓地内のすべての農地を保有する(公財)長崎県農業振興公社から借り受ける。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	農林部	林政課	H27.4.1	林業就業参入研修 事業等委託	9,896,261	諫早市貝津町1122番地 6 一般社団法人 長崎県林 業協会 会長理事 八江 利春	森林整備の担い手を確保するため、建設業等からの参入を促す新規参入研修を実施するとともに、高性能林業機械の操作や搬出間伐の技術研修等を実施し、林業事業体の育成を進めるものであり、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき就業支援や研修を行うため、知事が「林業労働力確保支援センター」として指定している長崎県林業協会と連携して実施することが必要である。	第167条の2 第1項第2号
15	農林部	林政課	H27.4.1	新たな森林環境価値の創造拡大を担う人材育成業務委託	3,606,661	諫早市貝津町1122-6 公益社団法人長崎県林業 公社 理事長 上田裕司	緊急雇用創出事業臨時特例基金(地域人づくり)事業(雇用型)の活用について照会した結果、当該団体から活用の希望があり、(森林及び搬出木材の環境的な価値を高めるカーボンオフセット)新たな森林環境価値の創造拡大を担う人材の育成事業として採択を申請したものである。(H26年度から引き続き実施)	第167条の2 第1項第2号
16	農林部	林政課	H27.4.1	県産材利用拡大支援事業業務委託	3,196,800	諫早市貝津町1122-6 長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江利春	緊急雇用創出事業臨時特例基金(地域人づくり)事業(処遇改善プロセス事業)の活用について照会した結果、当該団体から活用の希望があり、県産材の販路拡大としてシステム販売と木材輸出の強化を図るとともに木質バイオマスの取扱いによる売上・利益の増加の一部を職員の処遇改善に活用する事業として採択を申請したものである。(H26年度から引き続き実施)	第167条の2 第1項第2号
17	農林部	森林整備室	H27.4.28	平成27年度長崎県 造林システム維持 管理及び機能改修 業務委託	3,898,800	大阪市浪速区敷津東1-2- 47 クボタシステム開発株式 会社 代表取締役社長 深堀 益稔	本システムは、当社が商品化しているパッケージソフトを長崎県用に追加開発したものであり、当社が所有するパッケージソフトに関する著作権は当社に帰属するため、維持管理や機能改修については、クボタシステム開発株式会社以外には実施できない。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H27.4.1	牛乳の委託販売	取扱手数料 ・1kgあたり3.24円 集乳経費 ・1kgあたり2.91円 乳質積立金 ・1kgあたり0.04円 酪連 手数料・消費拡 大事業負担金・ 酪農振興資金・ 乳質改善負担 金・ペナルティ額 (乳質不良負担 金)等は定められ た経費の実費額	雲仙市瑞穂町古部甲2021 ながさき県酪農業協同組 合 代表理事組 合長 山下俊忠	我が国の生乳生産は計画生産下であり、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、全国ブロック毎に数量を管理する指定生乳生産者団体が指定されている。 当センターで試験研究のために生産された生乳についても、本県を統括する県酪連を通じて「ながさき県酪農業協同組合」から計画生産に係る数量枠の配分を受けているところである。 このため、生産された生乳については当センターの地域を管轄する「ながさき県酪農業協同組合」に出荷する必要があるため。	第167条の2 第1項第2号
19	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H27.4.1	豚の委託販売	取扱手数料 ・販売価格の2% と畜検査料 ・1頭につき330円 と場経費 ・1頭につき定め られた経費の実 費とする。 運搬費 ・1頭につき定め られた経費の実 費とする。	島原市有明町大三東戊 667-1 雲仙養豚農業協同組合 代表理事組合長 中村一彌	当センターでは年間400～500頭の試験を行い、試験終了後には枝肉や肉質を測定分析する必要がある。 正確なデータを収集するため試験豚は一定体重(約110kg)でと畜することとしているが、個体差があるため、出荷期には目標体重に達した豚から週2回程度の頻度で出荷し、また、枝肉調査についてもその都度実施するため、当センターからもっとも近い島原半島地域食肉センターへの出荷が不可欠である。 管内の豚を取り扱う委託業者は2者あるが、事前の聞き取りの結果、1者は島原半島地域食肉センターへの出荷実績がほとんどなく、週2回の集荷対応ができない。一方、雲仙養豚農協については島原半島地域食肉センターがメインの出荷であり、試験設計に対応した集出荷が可能であることから、雲仙養豚農協に委託するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	農林部	農村整備課	H27.4.1	平成27年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.3長崎県版運用保守改良業務委託	4,816,800	東京都中央区日本橋富沢町10番16号 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 理事長 高橋 強	積算システムとは、農林水産省が直轄工事のため開発したもの。 (一般社)農業農村整備情報総合センターは農林水産省が開発した積算システムを県等の利用団体での使用を可能とするため、農林水産省と使用許諾契約を締結し、このシステムを補助版標準積算システムへ改良し提供・管理を行っている。 補助版標準積算システムは同センターが著作権を保有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことはできない。 これにより契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
21	農林部	農村整備課	H27.4.14	平成27年度災害復旧事業事務システム運用保守改良業務委託	3,780,000	東京都中央区日本橋富沢町10番16号 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 理事長 高橋 強	災害復旧事業事務システムは、(一般社)農業農村整備情報センターが農林水産省指導のもとに平成17年に開発し、使用許諾権を有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことはできない。 これにより契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
22	農林部	農村整備課	H27.4.14	平成27年度災害査定用総合単価作成業務委託	1,015,200	長崎県長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	(財)長崎県土地改良事業団体連合会は、21市町及び87土地改良区を会員とする公益法人である。 本業務は、国版の単価が入った災害総合単価のデータ(標準積算システムにより作成)を元に、長崎県版に更新するものであり、そのためには標準積算システムを使用する必要がある。 標準積算システムの仕様は、管理者である(一社)農業農村整備情報総合センターと使用許諾契約を行っている機関のみが可能であり、土地改良事業団体連合会は、その使用許諾を受け、本業務を実施できる唯一の団体である。 これにより契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	農林部	森林整備室	H27.5.1	平成27年度新土木 工事積算システム データ(森林土木体 系)改訂業務委託	7,084,800	長崎市田中町585-5 扇精光ソリューションズ株 式会社 代表取締役社長 一瀬 勝範	本業務はシステムの改変を伴い、プログラムの複製や改変、一部使用は著作権を侵害する行為となるため、著作権を有する扇精光ソリューションズ株式会社以外は改変を行うことができない。	第167条の2 第1項第2号
24	農林部	農山村対策室	H27.5.22	平成27年度狩猟免 許試験等の実施に 関する業務委託	1,150,000	長崎市樺島町9番13号 一般社団法人長崎県猟友 会 会長 藤田 龍敬	狩猟免許試験及び狩猟者適性検査にあたっては、法令及び鳥獣、猟具等の専門的知識を有し、かつ狩猟全般について精通しているものがその任にあたる必要がある。 現在のところ、そのような者を有する団体等としては、委託予定団体において他にはなく、本事業を委託できる唯一の団体である。	第167条の2 第1項第2号
25	農林部	諫早湾干拓課	H27.5.19	諫早湾干拓調整池 水質保全対策の検 討・評価業務委託	4,870,800	茨城県つくば市春日3-24- 16 公益財団法人国際科学振 興財団 会長 大竹美喜	本業務では、諫早湾干拓調整池における水質、アオコ、ユスリカ等の諸課題を解消する本調整池に適した持続可能な水質改善対策として、新たな環境構築を検討し、対策の規模及びその対策によって得られる効果を評価することを目的としている。 そのような中、国内において、アオコのリスク評価、生物処理工学及び生態工学を組み合わせた流域環境改善技術の開発、窒素やリンなどの栄養塩類の除去技術の開発等を総合的に研究している機関は、当該財団以外にはない。 また、調整池の水質に関連し、新聞等でアオコ(ミクロキステン)の農作物や海産物を介したヒトへのリスクが報道されているが、農作物のアオコ産生毒性物質による生育特性やアオコ産生毒の植物の蓄積評価およびヒトへのリスク評価についての知見を総合的に評価する研究機関は、国内において当該財団以外にはない。 以上の理由により、当該財団と随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	農林部	農業経営課	H27.6.10	農業経営継承円滑化支援事業の専門家派遣支援業務委託	3,619,512	長崎市江戸町2-1 長崎県農業会議 会長 山開 博俊	長崎県農業会議は、長崎県農業法人協会を組織することで県内農業法人の状況を熟知しているほか、農業委員会法第40条第2項に基づく農業及び農民に関する調査研究、農業法人の経営支援や指導・助言を行っているところ。 当該委託事業は、経営の専門家を農業法人へ派遣し、経営継承のための計画作成、経営継承に関する課題を整理・分析するとともに、継承に係るノウハウを集積し、集積された情報を県内、他の農業法人へフィードバックすることを委託内容とする。 上記のことから契約相手方は県内農業法人の状況熟知していることに加え、農業分析能力を有し、かつ、農業法人を指導し得る唯一の団体であり当該団体意外に、本業務を実施できる団体はいない。そのため、随意契約を締結した。	第167条の2 第1項第2号
27	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.6.22	現場検定牛計4頭(忠勝他)売買契約	2,680,560	壱岐市芦辺町国分東触 706番地 壱岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組合(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
28	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.6.29	現場検定牛計4頭(由里勝他)売買契約	2,581,200	雲仙市吾妻町永中名 1283-1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	農林部	農業経営課 (農業大学校)	H27.6.29	肥育素牛(去勢子牛黒毛和種)売買契約	2,935,440	雲仙市吾妻町永中名 1283-1 全国農業協同組合連合会 長崎県本部 県南畜産事業所 所長 山川千秋	<p>農業大学校では、畜産学科学生がプロジェクト研究、飼養管理技術の習得を行っているが、これに供する材料牛は、飼養管理の違い等による効果・影響が比較対照できるよう、血統や出生時期、発育・体型等の資質が揃ったものであることが必要である。このため、事前に調査等を行い、一定の資質を有する候補牛群を選定している。</p> <p>家畜取引法において、子牛の購入は、公正な取引と適正な価格形成を確保するため、家畜商の斡旋や家畜市場において売買することとされている。また、長崎県子牛子馬条例第3条で「子牛及び子馬は家畜取引法に基づく家畜市場においてせり売り又は入札に付したものでなければ、これを売買又は交換してはならない」とあり、黒毛和種子牛は、全頭が家畜市場で取引されている。この家畜市場での取引には「せり」によるものと「評価」によるものがある。</p> <p>一方地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、せり買いは認められていないため、評価購買とし、随意契約とする。</p> <p>また、購入予定の材料牛の他に畜産学科で飼育中の牛を研究・技術習得等で使用することから、類似の環境で肥育された子牛を選定することが必要である。</p> <p>以上のことから、条件を満たす子牛を同時に必要頭数確保することができる県南家畜市場との評価購買による随意契約とする。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.7.17	直接検定牛計2頭 (忠敬35の8他)売 買契約	1,620,000	平戸市田平町大久保免 1544 北松地区和牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行なっている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号
31	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H27.8.10	肥育素牛(雌子牛 (黒毛和種8頭))売 買契約	4,596,480	雲仙市吾妻町永中名 1283-1 全国農業協同組合連合会 長崎県本部県南畜産事業 所 所長 山川千秋	農林技術開発センターでは、低コスト生産を目指した黒毛和種雌牛肥育技術の確立を研究している。 家畜取引法において、子牛の購入は、公正な取引と適正な価格形成を確保するため、家畜市場において売買することとされている。 地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、せり買いは認められていないため、評価購買とし、随意契約とする。 また、本試験の対象子牛として、月齢は導入時に6ヶ月齢であること、一定の系統や発育などの条件を満たしている子牛の確保が可能であることが必要である。 以上のことから、試験の条件を同時に必要頭数確保することができる県内家畜市場との評価購買による随意契約とする。 「評価購買」 家畜市場が定めた評価委員が家畜の評価額を決定し、この価格をもって随意契約を行う方法	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	農林部	農山村対策室	H27.10.1	平成27年度特定鳥獣イノシシ捕獲技術研修事業に関する業務委託	2,366,000	長崎市樺島町9番13号 一般社団法人長崎県猟友会 会長 藤田 龍敬	特定鳥獣イノシシの捕獲技術研修にあたっては、イノシシ、わな及び猟銃の取り扱い等に専門的知識を有し、かつ狩猟全般について精通している者がその任に当たらなければならない。 現在のところそのような者を有する団体等としては委託予定団体において他にはなく、本事業を委託できる唯一の団体である。	第167条の2 第1項第2号
33	農林部	林政課	H27.10.21	長崎県産材のCLT製造および強度試験委託	1,818,720	鹿児島県肝属郡肝付町前田972 山佐木材株式会社 代表取締役 佐々木 幸久	長崎県産材を活用し、外層にヒノキ、内層にスギを利用したCLTを製造し、強度試験を行うこととしている。ヒノキ・スギの異樹種によるCLT製造は他県でも事例はない。そのため、スギとヒノキの収縮の違いによるCLTの変形等の可能性があり、幅方向に接着する幅接ぎを行う必要がある。 国内の構造用CLT製造工場で幅接ぎが行えるところは、山佐木材株式会社(鹿児島県)1社しかないため、随意契約を行うこととした。 「CLT」 製材した「ひき板」を横に並べて接着剤を塗布し、その上に直交するように交互に積層して圧力をかけ1枚の大きな木の板とした材料。直交集成板。	第167条の2 第1項第2号
34	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H27.12.21	直接検定牛計2頭(久勝他)売買契約	1,620,000	壱岐市芦辺町国分東触706番地 壱岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組合(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.1.5	現場検定牛計8頭 (卑弥呼他)売買契約	5,907,600	雲仙市吾妻町永中名 1283-1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組合(育種組合、改良組合等)は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
36	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.2.29	直接検定牛計2頭(小 百平他)売買契約	1,728,000	雲仙市吾妻町永中名1283-1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組合(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。当地域において前述の条件を満たす組織は「県南地域和牛改良協議会」1者のみである。今年度についても前年度同様であり、納入業者が限定され、これらの条件に対応可能な業者は「県南地域和牛改良協議会」1社のみである。生き物である牛は迅速に搬送する必要があるが、購買決定後からでは手配(見積合わせ等)が迅速に出来ないため「県南地域和牛改良協議会」に手配させ、安全な搬送を行わせることとしている。	第167条の2 第1項第2号